

第 19 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 2 月 9 日 (月) 15 : 00 ~ 15 : 50

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 1 特別会議室

3 出 席 者

【委員等】

竹内委員長、阿藤委員、大守委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部統計企画課長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- (1) 専門委員の発令等について
- (2) 部会の審議状況について
- (3) その他

5 議事録

竹内委員長 ただいまから「第 19 回統計委員会」を開催いたします。

本日は、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、門間委員、吉川委員が所用のためご欠席です。

議事に入る前に、本日、用意されている資料について、事務局から簡単に御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 本日の配付資料といたしましては、資料 1 「統計委員会専門委員名簿」、資料 2 「部会長並びに部会に属すべき委員及び専門委員の指名について」、

資料3「匿名データ部会の審議状況について（報告）」、資料4「国民経済計算の作成基準に関する審議状況について」というSNA部会からの報告、となっております。

また、参考1～6までの資料をお配りさせていただいております。御確認いただければと思います。

竹内委員長 それでは、議事に入ります。まず、統計委員会専門委員の発令等でございますが、前回設置いたしました統計基準部会、また国民経済計算部会の審議に参加していただくために、ただいま御紹介いただきました資料1のとおり、2月9日付でお願いいたしております。

それから、それぞれの部会に所属すべき統計委員会の委員及び専門委員につきましては、資料2のとおりとしまして、統計基準部会の部会長は大守さんをお願いすることになりました。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りますが、匿名データ部会の審議状況につきまして、廣松部会長から御報告いただきます。

廣松委員 それでは、御報告させていただきます。

この部会審議は、昨年12月22日に諮問されました案件について付議されたものでございます。第1回目の部会を去る1月26日に開催し、総務省統計局の所管である全国消費実態調査等、4調査にかかわる匿名データの作成について審議を行いました。今回はその御報告でございます。

審議の概要はお手元の資料3 - のとおりでございますが、これについては既に各委員に事前に送付しておりますので、簡潔に説明をした上で、委員の方々から御意見を賜りたい点に関して申し上げたいと思います。

まず、会議の冒頭で、井伊委員に部会長代理をお願いいたしました。

続きまして、これは12月22日に付議されましたときに私の方からコメントを申し上げたことですが、この部会の審議の内容にかんがみ、匿名データ部会の公開方法については、調査客体の特定リスクの防止の観点から配慮が必要であります。このため、会議及び議事録は非公開とし、ただし、議事概要及び配付資料は公開するという提案をし、了承されました。

その後、全国消費実態調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査及び住宅・土地統計調査の4調査に係る匿名データの作成についての審議を行いました。

まず、総務省統計局統計調査部調査企画課長から、資料に基づき、諮問の内容、統計局の方でお考えになっている作成及び提供方法の具体的な内容の説明をいただいた上で、それを踏まえて部会長として論点を整理したメモを提示し、その内容に沿って議論をいたしました。

主な論点は、そこにございますとおりです。具体的に「ア リサンプリングの方法」「イ 裾切り及びトップコーディング・ボトムコーディングの基準」「ウ 世帯員の年齢のリコーディング」「エ 世帯人員による裾切り」、そして「オ その他」として、「（ア）

訓練・教育用の匿名データの必要性」と「(イ)その他」の2つ分類した上で提示致しました。

先ほど申しましたとおり、この議事概要に関しましては既に皆様方に事前にお目通しをいただいているものと思いますので、ここでは主として全般的なことに関する御意見をいただいたからです。

といいますのは、この匿名データの作成及び提供というのは初めてのことでございますし、12月22日のこの委員会において委員の方から、次のような2つの御意見をいただいておりますからです。

相当高度・専門的な研究者から、大学院生や初心者まで、幅広い利用者が使いやすい形での情報の提供が望ましいという御意見が第1番目。

2番目として、分類区分を階級化(グルーピング)することで匿名化を図ることは、利用者によっては有用性に欠ける場合もあるため、利用者の視点から匿名化手法の適切な組み合わせについて専門的な検討が望まれるという御意見をいただきました。

部会では、この2つのご意見を紹介しましたが、関連して多くの意見が出されました。賛否両論がございました。それらも踏まえて、今回の諮問そのものは4調査についてでございますが、もう少し一般的な立場から、以下の点について、この委員会で御意見を賜ればと思っております。それが資料3 - でございます。

そこがございますとおり、大きく4点ございます。「リサンプリングの方法」「トップコーディング・ボトムコーディングの基準」「世帯員の年齢のリコーディング」「訓練用・教育用の匿名データの必要性」という4点でございます。

ごく簡単にそれぞれについて御説明をいたしますと、1点目の「リサンプリングの方法」については、匿名データの作成計画案では、世帯ごとにサブサンプルを抽出する方法を想定しておりますが、この方法をとりますと、同じファイルの中に世帯全員にかかわる情報が含まれることになるため、調査客体が特定しやすくなる危険性が高まる、リスクが高まるという問題が存在する。一方、世帯をばらして個人単位でサブサンプルを抽出する方法をとった場合、こうした匿名性の確保の問題は回避できるものの、匿名データを使って世帯収支等の経済分析を行う際には十分な分析ができないというデメリットがございます。この点に関しまして、部会の席上、賛否両方の意見が出ました。

2点目の「トップコーディング・ボトムコーディングの基準」に関してでございますが、皆さん御存じのとおり、コーディングとは、極端に大きな値、または小さな値について、上限値、または下限値を設けて、頭打ちにするというか、特定化されないような処置をすることによって匿名化を図るという方法でございますが、作成計画案では、一部の都道府県のデータにおいて、全体に占める構成比が極めて小さい場合、一応、基準としては0.5%を想定しておりますが、そのような場合、すべての都道府県のデータについて、それを1つ上、または下の階級に統合することでコーディングする方法をとっております。しかし、部会の委員の方からは、有用性の確保の観点からは、こうした方法は全都道府県のデ

ータに適用するのではなくて、該当する都道府県のデータのみ適用すべきではないかという意見が出ました。

また、同時に、コーディングの上限値についても、下限値についても同様ですが、各都道府県を一律に扱うという案同様、上限値ないしは下限値を必ずしも都道府県一律にそろえる必然性はないのではないか、もう少し工夫の余地があるのではないかという意見が出されました。

3点目の「世帯員の年齢のリコーディング」に関しましてですが、ここで言いますリコーディングとは、分類事項を粗くすることによって匿名化を図る方法でございますが、作成計画案では、世帯員の年齢について、原則として5歳階級にリコーディングすることとしております。しかし、例えば、就業構造に関する分析を行う場合、年齢という情報は大変重要な情報であり、実際に年齢を使った分析が非常に多く見られます。このため、少なくとも世帯主と主要な世帯員については、5歳階級別ではなくて、各歳別に、1歳別に、データ提供を行うべきではないかという意見も出ました。この点に関しても御意見をいただければと思います。

4点目の「訓練用・教育用の匿名データの必要性」については、作成計画案では、1調査につき1種類の匿名データを作成することとしておりますが、部会では、一般の研究者用データとは別に、初めてデータを扱う研究者や大学での教育用として、簡易な匿名データを作成すると利用者の裾野が広がるという意見が出ました。

ただし、統計法上、調査票情報を用いる以上、利用手続が簡便にはなりませんので、諸外国がインターネットで公開しているデータを用いたり、あるいは大学の研究者、もしくは学会等がレプリカデータを作成して提供すれば良いのではないかという意見もございました。

以上の論点につきまして、次回の部会では、諮問者であります総務省統計局の説明も踏まえ、更に審議をする予定でございます。本日の委員会では、個別の4調査ということではなくて、大きな視点から、こういう点に留意すべきであるということがございますれば、御意見をいただきたいと思っております。

一応、部会審議の基本的な理念、考え方といたしましては、匿名化措置を予定している事項に関して、匿名性の確保、いわば安全性を重視し、調査対象が特定化されるリスクが十分低くなっているかどうかということを中心と考える。

一方、有用性の確保の観点から、利用者が一定程度の利用ができるものとなっているかどうか、過剰な匿名化措置により、多くの利用者が利用しにくくなっていないかどうかということも併せて検討するということで審議を進める予定でございます。

第1回目の部会では以上のような形の審議を行い、次回、2月13日を予定しておりますが、論点メモに沿いまして、個々の調査の匿名措置について具体的な検討を進める予定でございます。残り時間的な余裕がないのですが、2月13日にそういう形で議論をした上で、2月24日に予定しております第3回目の部会で答申案を審議の上、3月の統計委員会に答

申案を提示したいと考えております。

以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

今、部会長からも御説明のありましたように、部会の方では個々の調査について匿名データを作成するための具体的な条件を審議していただくということでありまして、匿名データの作成に関する原則のようなことは統計委員会で審議して決めることになっています。基本的なところは既に基本計画の中に入っているのですが、今日、部会長から出された問題点は、一般的な考え方として、こういう問題についてどう考えるかということについて、もう少し統計委員会としての考え方も具体化した方が良いだらうという御趣旨だらうと思います。これについて、大体、AかBかという形で出ていると思うので、どちらに賛成かということについて御意見がございましたら、お伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

美添委員 まず、基本的な姿勢なのですけれども、部会長の報告にもありましたように、現在計画中の匿名データの提供は、分析に利用できる方は一般の方ではないという制約の下で行われるものです。したがって、今回、どこまで使いやすさや、分析の効果を考えるかという点と、個別情報を秘匿するという点のバランスを考えるときに、議論があったようですが、第1回として、保守的にするという提案でしたが、基本的にはその考えで良いと思います。ただし、不特定の間人が分析するわけではない、特に研究者が誓約の下に個別情報を扱うということですから、分析に役に立たなくなるまで極端なトップコーディング等をするのはやり過ぎではないかと思います。それが基本的な考え方だと思います。

もう一つ、個別の話にいきますと、今回、せっかく具体的な統計について、安全性と有用性の評価をするということなので、定性的には議論されていると思いますが、定量的な分析がどこまでできるかという点も是非検討していただきたいと思います。それは学会でも過去数年間にわたって、母集団における一致性の問題という議論が、特に日本の数理統計関係者の中で先駆的な研究が行われているわけですので、その指標を使って、今回の匿名化がどこまで効果的なのか、極端に効果的であるということには、私は最初に申し上げたように余り賛成ではありませんが、もし、その程度の客観的に、リスクを評価する指標がもし提示されるのであれば、今後継続するほかの統計調査に関しても同じような議論ができるのではないかと思います。

少し個別の議論に対してコメントしてもよろしいでしょうか。

竹内委員長 はい。簡単をお願いします。

美添委員 たくさん対立するところがあるのですが、特にリサンプリングに関して、世帯ごとのサンプルか、個人ごとかという議論がなされたようですが、それは議事概要の2ページ目に回答が書かれていますように、世帯の中から個人だけを抽出して分析できる分析課題というものは限られているわけですので、世帯を分析するためには、やはり世帯をまとめて抽出するということが必要であると思います。

それから、細かいことですが、裾切り、リコーディングなどの基準で一律に何%未満の

ものをトップコーディングするかどうかということですが、年齢では0.5%未満でやるのに対して、職業などはそうではないという議論がされている。細かいことですから部会にお任せしますが、これはやはり手間と秘匿の安全性とのバランスを考えることで、余り極端に手間のかかるようなことを行なっても、それほど生産的ではないという視点が大事だろうと思います。それよりも、利用者に誓約書を提出の上、守秘義務を課しているという点を十分確認した上で提供するという点を明確に打ち出して、データの提供者である国民が安心できるような形にすべきだと思います。

最後に1つ。その他のところで、訓練用のデータが必要だという議論がなされています。基本的に私も賛成ですが、最後のコメントで、匿名データの訓練のためであれば外国のデータを使うことで良いと言いますが、これはやはり日本の問題を分析するために経験が必要だという視点が重要だと思いますので、外国のデータを分析してもできないような問題が十分あり、それに対して、今の統計法の下で限られた利用者に公開するというを超えて、「外国の例のように」と引用されているように、もう少し広い範囲で提供する仕組みについては、今後の統計委員会が検討すべき課題であろうと思います。

以上です。

竹内委員長 細かいことは改めて部会長に文書で提出していただければいいと思いますが、大きなことで何かありますか。

今、美添さんがおっしゃったことの中で、秘密保持ということと、その逆の方向として研究の利便性ということ、もう一つ、手間という問題もあって、余り手間のかかることを行なってもしょうがないだろうという御意見がありましたので、こういう問題については個々の問題でいろいろ考えていただければ良いと思うのですが、私としては、こういうことについて、余り画一的にはできないと思うのです。ですから、トップコーディング・ボトムコーディングの基準をどうするかということは、一律に決めることはできないと思いますので、各統計この場に即した形で行なっていただければそれで良いのではないかなと思います。

ただ、最後の「訓練用・教育用の匿名データの必要性」については、わざわざ別のデータをつくっても、利用範囲が広がるわけではないわけです。そうすると、別につくることには意味がないような気がします。

ただ、この場で少し伺いたいことは、教授が一般研究用として、あるいは教育用として匿名データをもらってきて、そこから更に簡易のデータをつくって学生に配付するということは、制度上は構わないわけですか。それはどうでしょうか。

総務省政策統括官 根っこが調査票情報を活用しているということであれば、統計法の中で調査票情報の活用は一律に適用されますから、根っこがそこにある限り、それは自由には使えないということです。

竹内委員長 教育用に使いたいときはどうすれば良いのですか。

総務省政策統括官 それも同じでございまして、要するに、調査票情報を活用するのは、

この法律に基づいた匿名データをつくるということに限定されていますから、そこは勝手にそれを使うということとはできず、方法はない。

竹内委員長 初めから届けている利用者の範囲でしかできないということですね。

総務省政策統括官 はい。

竹内委員長 簡易なデータにより利用範囲を広げるということは、将来検討していただくこととしても、現在のところでは、そういうことは手間をかけてつくる必要があるかどうかという問題だけのようになります。そういうこととして、部会で御審議いただければ良いのではないのでしょうか。

どうぞ、舟岡さん、何か御意見ありますか。

舟岡委員 今の訓練・教育用の匿名データに関連してですが、匿名データの利用期間というものは定まっているのでしょうか。

総務省政策統括官 新統計法では、どういう場合に匿名データを使えるかという、利用者の範囲については、省令委任をしております。学術研究目的、その他総務省令で定める場合と、なっています。総務省令の方は既に公示をされてございまして、その中では2つの場合を決めてございます。1つが学術研究の発展に資するという、もう一つが高等教育の発展に資するというところでございます。

舟岡委員 利用期間です。どれぐらいの長さ。

総務省政策統括官 提供するときに、利用期間を定めて提供いたします。

舟岡委員 それには制限はないのですか。

総務省政策統括官 いえ、制限はございます。

竹内委員長 つまり、提供するときに、例えば、5年間欲しいと言ったら、5年間使えるのですか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 制度上は、匿名データを利用する場合には、何をやるために使うということに基づいて許可をしますから、そのときにおのずと、どういう研究をするかというところがある。それから考えれば、これぐらいの期間があれば十分かなと、別にあらかじめ何か月とか1年とかとアプリオリに決まっているわけではないのですけれども、匿名データの利用申請を審査するときに、学術研究とかという範囲でもって、どういう利用をするかということを聞きますので、その内容に応じて適当な期間を定めるということです。なぜそういうことになっているかというと、匿名データの目的が、かなり一般的ではありますが、学術研究等というような1つの制限がかかっているので、取り切りにするということができないので、そういう意味で適当な期間での利用としたということです。

竹内委員長 つまり、特定の対象の学生のグループに対して、例えば、講義を毎年行っていて、何年間にわたって同じデータを使うということは許されるのかということです。

総務省政策統括官付統計企画管理官 今、言った場合でも、例えば、1つのクラスとかで、どういう形で使うということの単位で多分、見ることになると思います。使う人を全

部出してもらおうので、使う人が変われば、今度はこういうグループで使いますという形で出してもらおうようなことになると思います。使えないということはないのですけれども、秘密の守秘義務が係りますから、だれが使っているということが絶えず明らかになっていないといけないということがあります。不特定多数が使うということがあると、そこら辺がうまく担保できないので、それだけです。

舟岡委員 なぜそういう質問をしたかといいますと、過去の事例で、匿名データ等を利用して、いろんな分析が行われましたが、利用者の熟練の度合いによって、必要とされるデータの使用期間が違ってきておりまして、初めて個別データを利用するという場合ですと、半年間の利用期間では、結局、分析まで至らなかったというケースがこれまでに多々あったのです。何度か訓練というか、個別データを扱った経験がありますと、ある目的に沿って最短の経路で結果を出すことも可能ですが、そうでない場合ですと、そのデータに熟知し、そして、どういう処理を、どういう手法を使って行うべきかということを知得するまでに、かなり時間を要するものでして、そのための訓練データというものはあった方が、いろんな意味で都合ではないか。

竹内委員長 今、舟岡さんがおっしゃったことは、訓練データを別につくる、結局、カテゴリーとして別につくる必要があるということになると思うのですが、それは今の制度にはないので、匿名データの利用状況についてももう少しフォローアップしていく中で考える話ではないでしょうか。どんな制度も、変える必要があれば変える議論が必要になると思うのですが、わざわざ訓練用の匿名データをつくるとしても、今の政令の下では、特別の扱いをできないわけですから、その辺はもう少し後で議論させていただくことになるのではないのでしょうか。

廣松委員 先ほど言い忘れたというか、先ほどの説明の補足ですが、今回、直接諮問の対象になっております4調査に関しては、既に試行的な提供が行われており、それなりに経験があります。そのような過去の情報を基に、4調査についてはある程度具体的に考えられると思うのですが、その他の調査に関する匿名データの提供に関しては、今、いろいろ御議論あったような点も踏まえてもう少し慎重に考える必要があるだろうと思います。ただ、大枠としては、総務省政策統括官室の方で既に匿名データの作成、提供に係るガイドラインが作成されておりますので、それに則って行なっていただくことになろうかと思えます。

竹内委員長 このことに余り時間を取りたくないの、細かい点の御意見がありましたら文書で提出してください。

それから、匿名データの利用状況も含めたレビューはそのうちしていく必要があると思いますので、その上で基本計画のフォローアップという形で行なっていくことにしたいと思います。

ということで、このことについては、もう少し部会の方で御論議いただくということにさせていただいて、次に行かせていただきたいと思いますのですが、次は、国民経済計算部会等の審

議状況についてです。国民経済計算の作成基準に関する審議状況について、大守部会長代理の方からお願いします。

大守委員 吉川部会長が今日は御欠席ですので、私から審議状況について報告をさせていただきます。

御記憶の方も多いと思いますが、資料4の1にスケジュールを書いておりますように、昨年9月8日に国民経済計算の作成基準についての諮問があって、国民経済計算部に付議をいたしました。10月15日に勘定体系・新分野専門委員会に付議をして、そこで既に1回審議をしております。2月23日にもう一回この専門委員会で審議をして、26日の国民経済計算部会での審議を経た後に、3月9日の統計委員会に上がってきて、答申することを予定しているというスケジュールで進めております。

1月29日の議論の概要をその下に書いてございます。専門委員会の栗林委員長のほか、統計委員会の委員3名が御出席だったと聞いております。

概要についてですが、事務局から説明を受けたものを中心につくってございますけれども、1つは、勘定体系というものは、もう少し詳しく、制度部門ごとにどのような勘定を作成するのかということも考えてはどうかといったような意見もございました。これは名前をどうつけるかということとも関係しているわけでございます。

それから、2つ目でございますけれども、作成基準案に項目とか概念を記述していくべきではないか、あるいは93SNAとの対応状況についても、重要なものについては盛り込んでどうかといった御意見がありました。

一方で、ある意味で逆の方向かと思っておりますけれども、「概論」において、国際連合の基準に準拠した統計とそもそも書いてあるのだから、それとの違い、どこが違うかということを中心に書いて、国連の基準と併せ読んでいただくような資料という性格でも良いのではないかといったような意見もありました。

実行上の柔軟性のある程度確保する必要があるということもありまして、最後のところに書いてございますが、次回の専門委員会に改めてこの作成基準の修正案を内閣府から示して、議論をするということになっております。

審議状況の報告をさせていただきました。以上です。

竹内委員長 何か御意見、御質問ございますか。

具体的な内容については余り御議論が出なかったわけですか。

大守委員 私自身は専門委員会の会議に出ていたわけではないので、出ていた人にお答えいただくのがよろしいかと思っております。私が聞いている範囲では、今申し上げたようなところですか。

竹内委員長 出席された委員で、今日ここにいらっしゃるの、出口さん、舟岡さんですか。

出口委員 記述の細かさに関しては、作成基準では大枠を規定するという話と、それから、専門委員の方から自己完結的な記述を要請したいという話があって、いろいろ議論の

やりとりがあったと記憶しております。この辺り、途中で手直しが必要な形になると大変なのでというような意見もあったのですが、一方で、専門委員から、53 S N A 的のパンフレットの的なもので、それを読めば全体が分かるようなものが欲しいというような御指摘があったと理解しております。

それから、もう一つは、ここには載っていないのですが、F I S I M に関する問題点の指摘とか、国際基準に準拠するのが必ずしも良いのか、そういう種類の御指摘もあったと記憶しております。

竹内委員長 舟岡さん、何かありますか。

舟岡委員 いえ、特にありません。出口委員のおっしゃったとおりです。

竹内委員長 それでは、御意見・御質問なければ、部会の皆さんには、これからも引き続き御審議をいただきたいということをお願いします。

ということで、今日の正規の議題はこれでおしまいです、事務局から連絡事項があるということなので、お願いします。

内閣府統計委員会担当室長 2点ありますが、1点目は、O E C D で作成している資本マニュアル「Measuring Capital」が改定されるということで、最終のドラフトではありますけれども、今後、S N A 整備とも関係する話、また、基本計画との絡みもありあます。180ページの大部のものなので、御関心のある方は事務局まで御連絡いただければ、御送付させていただきますと思います。

それから、2点目といたしまして、関係府省で今、検討していただいている経済センサスの枠組みの見直しについてですけれども、この問題は地方の統計部局と、そういう意味で統計委員会の意思の疎通というものが非常に重要だということを改めて認識しなければいけないということもありますので、都道府県統計連絡協議会幹事会より緊急の要望書の提出がありまして、これを受理いたしました。その文書の中にも統計委員会の名前も出ておりますので、委員の皆様方にもご承知おきいただければと思います。

以上です。

竹内委員長 2つ、全く違うことなのですが、資本マニュアルの方については、野村委員がこれに参加されているということですが、野村さんから何か御説明いただけますか。

野村委員 2年前に1年弱ほどO E C D にいまして、ドラフトの段階でいろいろと議論したいものですので、昨年出しました基本計画との関係性も含めまして、少しお話をさせていただきますと思います。

まず背景ですが、2001年にO E C D は資本マニュアルと生産性マニュアルという2つのマニュアルを作成しました。現在はその8年後ということですが、長い検討期間がございましたし、相当早いスピード感をもって資本のマニュアルの改定が要請されたといえます。

その大きなきっかけの1つは、資本サービスという2008年S N A の中で新しく入ってくる概念であります。「Measuring Capital」とマニュアルのタイトルでは書いておりますが、例えば、I I P などのマニュアルとの違いでいいますと、実用性だけではなく、もっと理

論的な、研究ベースのような内容もかなり含まれていることであろうと思います。もちろん実践的内容も含まれておりますが、マニュアルの180ページの中には、かなり細かいところまで踏み込んでいまして、2008年SNAにおける資本サービスの概念の実際の適用を詳述している形と言っても良いです。このマニュアルそのものはキャンベラグループ2というところでの検討結果を受けているわけですが、キャンベラグループ1とキャンベラグループ2の検討が2008年SNAの改定に大きく影響を与えたと言っても過言ではないと思います。

基本的には、生産性統計とSNAそのものとの間を接合するような役割がこの資本マニュアルに求められておりまして、少し紹介をさせていただきます。

これまで資本のマニュアルでは、資本の測定といったときに、GDPのネットコンセプトと申しますが、NDP（国内純生産）を算定するための固定資本減耗の測定の必要性というものが重要な視点を与えてきました。しかし、資本の測定の中で2つのことの重要性が高まってきた。1つはバランスシート、貸借対照表によって、ウェルズアカウントを構築していこうという流れです。もう一つは、生産性分析、例えば、生産の分析のために、資本のサービス概念によって測定するということでもあります。

そのために、グロスストック（粗資本ストック）とネットストック（純資本ストック）という二分法で今まで扱われておりましたストック量の中に、このマニュアルではプロダクティブストック（生産的資本ストック）というものも明示的に入れて3つのストック概念を描写し、そしてフロー量として、設備投資そのもの、固定資本減耗、そして資本サービスというフロー量を考えて、それぞれのコンセプトを整合的に描こうではないかというフレームワーク（枠組み）と、実際の測定のメソロジー（方法論）を与えています。キャピタルは基本的に、デュアルネイチャー、双対的な性質があります。つまり、価値としての側面と、生産能力量としての側面がございますので、その2つが相互に密接に関連している姿を、個別資産から始まって資産集合全体に対してまで、考えていくという形になっております。

この中にはかなり細かいことも議論されております。固定資本減耗そのものの中で、例えば、リアル・ホールディング・ロスと言いますが、所有することによって価値が減耗していくような部分を取り扱うのかどうかであるとか、あるいはノン・マーケット・プロダクション、非市場生産の部分について、どのような形で扱うかということなどがあります。また、一番重要なことは、資本のユーザーコストという概念を用いて、資本の使用者コスト、使用者価格とか、使用者費用と申しますが、ユーザー・コスト・キャピタルの推計の詳細が書かれております。その中では、特にレート・オブ・リターン（資本収益率）の取扱いでありますとか、キャピタルゲイン等の取扱いについて、最近の研究を織り込んだ形でとりまとめられております。

また、実際の著者はポール・シュライヤーという、OECDの統計局のナショナルカウন্ツの課のヘッドになっている人が書いておりますけれども、基本的にマニュアルの中で

は扱わないということが3つあります。1番目はキャピタルフォーメーション(資本形成)、投資額の推計そのものの問題を扱わなかった。2番目は、非生産資産の問題として、土地以外の非生産資産を余り扱わない。在庫資産については扱っているわけですが、天然資源とか、そういうものは余り扱わない。もう一つは価格指数の問題であります。技術進歩をどうとらえるかという中での価格指数の問題はこのマニュアルでは扱わずに、別途PPIのマニュアル等で考えましょうということになっております。

以上がごく大ざっぱなサマリーであります。これを基本計画との関係性の中でとらえますと、昨年、統計委員会で策定した基本計画の中では、ストックの部分と国民経済計算の整備に関する部分に関連しますが、そこでは、この新マニュアルの方向性をあらかじめかなり取り込んでおりますので、問題ありません。生産的資本ストックの概念でありますとか、純資本ストックの概念とか、あるいはストック統計の整備という課題として基本計画に書かれておりますが、その概念及び固定資本減耗に関する概念について、基本計画とは全く整合的であります。フローとストックの整合性を強調したフレームワークとしての統合の視点というものについては、理念として完全に日本の基本計画と共有していると言って良いと思います。

投資調査につきまして、本マニュアルは無形固定資産の投資について少し触れておりますが、有形、在来型の資産に関してはほとんど触れておりませんので、むしろ基本計画の方が、有形固定資産の資本形成そのもの、従来型の問題ではありながらも、それをどのようにして精度を高めるか、基礎統計、1次統計との対応の下でどういう課題があるのかということをも更に包括的に対応が議論されています。内閣府のプロジェクトの方でも、現在、どういう形でデータを構築したら良いか、それは常に課題となる一つのテーマですが、構築の議論が進んでおります。設備投資の古いマニュアルは国連にあります。そういうものの中にも国際的な貢献を果たしていくことができるだろうと思いますが、内閣府でプロジェクトが進行しております。

第3番目は、基本計画との関係性において重要なパラメータであります。経齢プロファイルといいますが、資産が年齢を経るごとに、効率性や価格が減耗していくようなものにつきまして、内閣府の方で投資除却調査という新しい調査を行ない、その中で推計値が、暫定値でありますが出始めています。そういう推計値も、昨年、OECDでプレゼンの機会がありましたので本マニュアルの中にも少し掲載されているようです。日本のプロジェクトが国際的な検討や議論においても少し貢献することができた事例になると思います。

基本計画との対応においては修正する部分もございませんし、かなり整合的につくられていると思いますので、是非これからフォローアップを含め、推進していくべきだと思います。

以上です。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますか。

少し伺いたいのですが、Non-Financial Assets ということで、Financial Assetsの方は今、含んでいないのですね。

野村委員 含んでおりません。

竹内委員長 何か御質問ございますか。

また国民経済計算部会でも、ストックの方もカバーして、いろいろ議論していただく必要があると思うので、今後もよろしく願いいたします。

それから、経済センサスの「枠組み」の見直しに係る緊急要望ということで、都道府県統計連絡協議会幹事会というところから出されています。中身については、要するに、今度の経済センサス枠組みの見直しということについては、地方の方では非常にいろいろな困難が生じて、そういうことが起こったことは遺憾であると、その点については私どもも決して良いとは思わないのですが、それは仕方がなかったといわざるを得ませんが、それについて、公的統計の整備に関する基本的な計画に関する答申の方向性と合致するようなことでいろいろと努力していただきたいということで、具体的な御注文が出ています。

各見出しのタイトルを見ると、基本計画の方向性と一致しているようでありまして、特に違ったことを主張されているわけではないと思います。

具体的な問題がいろいろあるわけですが、これはやはり実施部局の間で現在調整中の経済センサスの具体的な枠組みの在り方についての御議論の中でなるべく反映していただければいいのではないかと思います。

というわけで、私どもとしては、現在、この緊急要望について直接お答えすべきことでもないと思いますし、そういうふうに問題提起されているわけでもないと思います。つまり、今、具体的に統計委員会がどうこうということでもないと思うので、これは一応、拝見して、承っておくということにしたいと思います。

ただ、今後、基本計画の見直しというか、レビューとか何かの段階では、都道府県の御要望も十分聞いていくべきだろうというふうにも思っていますので、それは今後とも、なるべくコミュニケーションは図っていきたいと思います。

本日の議題は一応、終わりなので、次回の統計委員会の日程について、事務局から御連絡ください。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会ですが、3月9日月曜日 15時から、この建物の12階の共用1208特別会議室において開催いたします。この会議室ではありませんので、御注意ください。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたします。

竹内委員長 それでは、今日はこれで終わります。どうもありがとうございました。